

第三号様式(第十五条関係)

(表)

第 官 氏	職 名	号
		年 月 日生
特定外貿埠頭の管理運営に関する法律第13条第2項において準用する同法第4条の3第2項の規定による検査員の証		
写  真		
_____年 月 日 発 行 _____年 月 日 限 有 効		
国土交通大臣 ㊟		

9センチメートル

3センチメートル

4センチメートル

6.5センチメートル

(裏)

特定外貿埠頭の管理運営に関する法律抜粋

(対象議決権保有届出書の提出者に対する報告の徴収及び検査)

第4条の3

2 前項の規定により検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第1項の規定による検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(報告及び検査)

第13条 国土交通大臣は、指定会社の行う外貿埠頭業務の運営に関し必要があると認めるときは、指定会社に対してその業務及び財産の状況に関し報告させ、又はその職員に、指定会社の事務所その他の事業所に立ち入り、業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。

(罰則)

第21条 第13条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした指定会社の取締役、執行役、会計参与(会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員)、監査役又は職員は、30万円以下の罰金に処する。